

「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う不動産の鑑定評価に関する法律施行令の改正案」

第1 背景

本年6月に公布された「不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律」による不動産の鑑定評価に関する法律の改正により、同法に基づく届出を行った社団又は財団（不動産鑑定士等の団体）に対し、不動産鑑定士及び不動産鑑定士補に対する研修を実施する義務が課されることとなった。その際、研修の実施方法については「政令で定める」こととされているため、今般不動産の鑑定評価に関する法律施行令を改正し、この研修の実施方法を定めるもの。

第2 不動産の鑑定評価に関する法律施行令の改正案

以下のとおり、不動産鑑定士等の団体の行う研修の実施方法を定める。

法第四十八条の規定による届出をした社団又は財団は、単独で又は共同して、不動産の鑑定評価に関する法令及び実務その他鑑定評価等業務に必要な最新の知識及び技能について、一年間に十五時間以上の研修（当該社団又は財団の構成員又は職員である不動産鑑定士及び不動産鑑定士補のみを対象に受講者を募集するものを除く。）を実施しなければならない。

（注）例えば地方単位の団体が全国団体あるいは広域の連合体の構成員となっている場合に、当該地方団体の行う研修あるいは当該全国団体や広域の連合体が行う研修は、どちらもそれぞれが「共同して」行うものと解される。

の研修は、不動産鑑定士であつて不動産の鑑定評価の実務に通算して五年以上従事した経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者を講師として実施されなければならない。

の社団又は財団は、の研修を実施しようとするときは、その日時、場所その他研修の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示しなければならない。

第3 施行

この不動産の鑑定評価に関する法律施行令の改正案は、不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律の施行日（平成17年4月1日）より施行される。

以上